

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明石市長 丸谷 聡子

市町村名 (市町村コード)	明石市 (28203)
地域名 (地域内農業集落名)	清水新田地区 (清水新田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の農地15.8haのうち約14.3haは、平成24年から平成28年にかけて圃場整備事業が実施され、地区内にはパイプラインが設置されている。温暖な気候と大都市に近い地理的条件ではあるが、地区内の農家のほとんどが兼業農家であり、水稻を中心に生産を行っている。平成24年には、効率的な農地利用と生産性を高めることと、地域一体となって農地を守ることを目的として、「清水新田営農組合」が設立された。営農組合では水稻のほか、露地野菜の生産も行っている。当地区も他の地区と同様に、農業者の平均年齢が69.0才と高齢化が進み、後継者が不足する事態となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・かねてより取り組んでいる緑肥による減農薬・減化学肥料栽培の水稻生産を実施し、環境に配慮した持続的農業を実現する。
- ・地域ぐるみでため池や水路の維持・保全に協力する。また、ため池クリーンキャンペーンも継続して実施する。
- ・市民農園の運営により、地域住民との交流の場を設け、農業を身近に感じてもらい、食育や地域コミュニティに寄与する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
営農組合と個人の担い手による作業受託等で、可能な範囲で農用地の集積・集約を試みる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の貸し付け意向・時期などに配慮しながら、農地バンクを通じて貸し付けを拡大していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金を活用した農業水利施設の保全整備を継続していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手の確保ができるよう、後継者が現れた場合には市や農業協同組合と連携し、育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、清水新田営農組合で農作業委託に受けることにより、遊休農地の発生防止に努めている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①アライグマやヌートリアの被害が拡大しないよう農業者と市(猟友会)が連携し、捕獲機の設置・捕殺を進める。
- ②緑肥による減農薬・減化学肥料栽培の推進。